

第6編 緊急対応事態 対応編

第6編 緊急処理事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急処理事態については、発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急処理事態において町が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など基本的には同様であるため、こうした措置は、第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置

国は、緊急処理事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、県は、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。

町は、県が策定した「緊急処理事態対応マニュアル」に準じて、「町緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施する。

1 県が想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中に高速道路で爆破された事態

2 町が想定する事態について

町では、県と同様に次の3つの事態を想定している。

- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン等）が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中に高速道路で爆破された事態

3 町緊急処理事態対策本部の設置

町長は、国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合に緊急処理事態対策本部を設置し職員を配備する。

なお、町緊急処理事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。